

平成20年 5月 9日

各 位

会社名 藤森工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤森明彦
(コード番号7917 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 管理担当 飯島 崇夫
TEL. 03-3661-4211

内部統制システム整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、内部統制システム整備の基本方針を制定しておりますが、平成20年5月9日開催の取締役会において下記の通り一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、同施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章およびコンプライアンス基本規程を定める。
社長を委員長とし、原則として社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」および、その実行組織として社長が任命するコンプライアンス・リスク管理責任者（管理担当常務）を分科会長とする「コンプライアンス・リスク管理分科会」を設置し、コンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。なお、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- (2) 当社は、内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。
- (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとする。
- (4) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制として、常勤監査役、社外弁護士、総務部長を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。
- (5) 監査役は当社の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると

きは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理全体を統括する組織として社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、その実行組織として社長が任命するコンプライアンス・リスク管理責任者（管理担当常務）を分科会長とする「コンプライアンス・リスク管理分科会」を置く。

有事においては、社長を本部長とする「危機管理対策本部」が「ZACROS危機管理マニュアル」に従い、対応することとする。

なお、平時においては、「コンプライアンス・リスク管理分科会」を中心に、各事業部・部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの予防・軽減等に取り組むこととする。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

(1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前にとり締役・執行役員で構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその職務権限、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 株式会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

(1) 当社グループは、「コンプライアンス・リスク管理委員会」および「コンプライアンス・リスク管理分科会」がグループ全体のコンプライアンスおよびリスク管理を統括・推進する体制とし、グループ全体のコンプライアンスおよびリスク管理体制の整備および維持を図ることとする。

グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「藤森工業グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。当社取締役・使用人、グループ会社取締役・使用人は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

- (2) 子会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査役に報告するものとし、監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1・2号）

監査役は必要に応じて、監査役職務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実がある事を発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができることとする。

なお、使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項および法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告するものとする。

8. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条第4項第4号に規程する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築するものとする。

10. 反社会的勢力に対する体制

当社は反社会勢力を排除することを目的に、藤森工業グループ企業行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は、毅然とした対応をとるこ

と」と定めており、反社会的勢力による不当な行為に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応するものとする。

以上

制定：平成 18 年 5 月 10 日

改定：平成 20 年 5 月 9 日